

スマートPBXサービス オフィス構築サービスに関する利用規約【現改比較表】 2026年9月1日現在

～2026年8月31日

第1章～第7章（略）

料金表

通則（略）

第1表 販売に関する代金及び工事に関する費用

1 適用

区 分	内 容											
(1) 本機器の 販売に関する 代金の適用	当社は、本機器（転送ゲートウェイ装置及びオフィスリンクゲートウェイ装置を除きます。）の販売に関する代金を適用するにあたって、次表のとおり本機器の区分を定めます。											
	<table><tr><th>機器種別</th><th>区分</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>スイッチングハブ</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">ルーター</td><td>ミッドレンジモデル(Y)TypeⅣ</td></tr><tr><td>ミッドレンジモデル(Y)TypeⅤ</td></tr></table>	機器種別	区分	(略)	(略)	(略)	(略)	スイッチングハブ	(略)	ルーター	ミッドレンジモデル(Y)TypeⅣ	ミッドレンジモデル(Y)TypeⅤ
機器種別	区分											
(略)	(略)											
(略)	(略)											
スイッチングハブ	(略)											
ルーター	ミッドレンジモデル(Y)TypeⅣ											
	ミッドレンジモデル(Y)TypeⅤ											

2026年9月1日～

第1章～第7章（略）

料金表

通則（略）

第1表 販売に関する代金及び工事に関する費用

1 適用

区 分	内 容								
(1) 本 機 器 の 販売 に関 する 代金 の 適 用	当社は、本機器（転送ゲートウェイ装置及びオフィスリンクゲートウェイ装置を除きます。）の販売に関する代金を適用するにあたって、次表のとおり本機器の区分を定めます。								
	<table><tr><th>機器種別</th><th>区分</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>スイッチングハブ</td><td>(略)</td></tr></table>	機器種別	区分	(略)	(略)	(略)	(略)	スイッチングハブ	(略)
機器種別	区分								
(略)	(略)								
(略)	(略)								
スイッチングハブ	(略)								
	ルーター								
	<table><tr><td>ミッドレンジモデル(Y)TypeV</td></tr><tr><td>ミッドレンジモデル(Y)TypeVI</td></tr></table>	ミッドレンジモデル(Y)TypeV	ミッドレンジモデル(Y)TypeVI						
ミッドレンジモデル(Y)TypeV									
ミッドレンジモデル(Y)TypeVI									

	アクセサリ（マグ ネット）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
(2) 転送ゲート ウェイ装置 の販売に関する 代金の適用	(略)	
(略)	(略)	

2 販売に関する代金及び工事費の額

2-1 本機器の販売に関する代金

機器種別	区 分	単 位	料 金 額
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
スイッチングハブ	(略)	(略)	(略)
ルーター	<u>ミッドレンジモデル（Y） TypeIV</u>	<u>1 台ごとに</u>	<u>95,000 円 (104,500 円)</u>
	ミッドレンジモデル（Y） TypeV	1 台ごとに	106,000 円 (116,600 円)

	アクセサリ（マグ ネット）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
(2) 転送ゲート ウェイ装置 の販売に関する 代金の適用	(略)	
(略)	(略)	

2 販売に関する代金及び工事費の額

2-1 本機器の販売に関する代金

機器種別	区 分	単 位	料 金 額
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
スイッチングハブ	(略)	(略)	(略)
ルーター			
	ミッドレンジモデル（Y） TypeV	1 台ごとに	106,000 円 (116,600 円)

アクセサリ（マグネット）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
備考			
1 ルーターに関する提供条件は次のとおりとします。 ルーター下部に接続できる端末台数には当社で算定した推奨値があり、当社が別に定める推奨値内での工事となります。推奨値を超えた端末数を接続した場合、大幅な音声品質低下や通話断等が発生する場合があります。ただし、端末数が推奨値以下であった場合でも、オフィス構築サービス契約者の使用環境や回線の混雑状況、周辺の電波発出機器の状況により大幅な音声品質低下や通話断等が発生する場合があります。			
（注）当社が別に定める推奨値は次のとおりとします。			
ルーター区分	接続可能端末数	備考	
ミッドレンジモデル（Y） TypeIV /TypeV	80 台	IP Phone とソフトフォン又はスマートフォンアプリを混在利用した場合	

	ミッドレンジモデル（Y） TypeVI	1 台ごとに	121,000 円 (133,100 円)
アクセサリ（マグネット）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
備考			
1 ルーターに関する提供条件は次のとおりとします。 ルーター下部に接続できる端末台数には当社で算定した推奨値があり、当社が別に定める推奨値内での工事となります。推奨値を超えた端末数を接続した場合、大幅な音声品質低下や通話断等が発生する場合があります。ただし、端末数が推奨値以下であった場合でも、オフィス構築サービス契約者の使用環境や回線の混雑状況、周辺の電波発出機器の状況により大幅な音声品質低下や通話断等が発生する場合があります。			
（注）当社が別に定める推奨値は次のとおりとします。			
ルーター区分	接続可能端末数	備考	
ミッドレンジモデル（Y） TypeV /TypeVI	80 台	IP Phone とソフトフォン又はスマートフォンアプリを混在利用した場合	

2ー2 工事に関する費用（略）

第2表 保守に関する料金

1 適用

（略）

2 料金額

機器種別	区分	単位	料金額		
			センドバック	オンサイト	コールドスタンバイ
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
レイヤ2スイッチ	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ルーター	ベーシックモデル	（略）	（略）	（略）	（略）
	スタンダードモデル	（略）	（略）	（略）	（略）
	ミッドレンジモデル（Y）Type I	（略）	（略）	（略）	（略）

2ー2 工事に関する費用（略）

第2表 保守に関する料金

1 適用

（略）

2 料金額

機器種別	区分	単位	料金額		
			センドバック	オンサイト	コールドスタンバイ
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
レイヤ2スイッチ	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ルーター	ベーシックモデル	（略）	（略）	（略）	（略）
	スタンダードモデル	（略）	（略）	（略）	（略）
	ミッドレンジモデル（Y）Type I	（略）	（略）	（略）	（略）

	ミッドレンジモデル (Y) Type II	(略)	(略)	(略)	(略)
	ミッドレンジモデル (Y) Type III/Type IV/Type V	1 台ごとに 年額	10,900 円 (11,990 円)	34,200 円 (37,620 円)	—
無線 LAN アクセスポイント	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					
	ミッドレンジモデル (Y) Type II	(略)	(略)	(略)	(略)
	ミッドレンジモデル (Y) Type III/Type IV/Type V	1 台ごとに 年額	10,900 円 (11,990 円)	34,200 円 (37,620 円)	—
	<u>ミッドレンジモデル (Y) Type VI</u>	<u>1 台ごとに 年額</u>	<u>13,500 円 (14,850 円)</u>	<u>41,000 円 (45,100 円)</u>	<u>—</u>
無線 LAN アクセスポイント	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					

	<u>附 則（令和 8 年 8 月 25 日 C A S 1 サ第 000400012091-01）</u> <u>（実施期日）</u> <u>この改正規定は、令和 8 年 9 月 1 日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務に</u> <u>ついては、なお従前の通りとします。</u> <u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお</u> <u>従前の通りとします。</u>
--	---